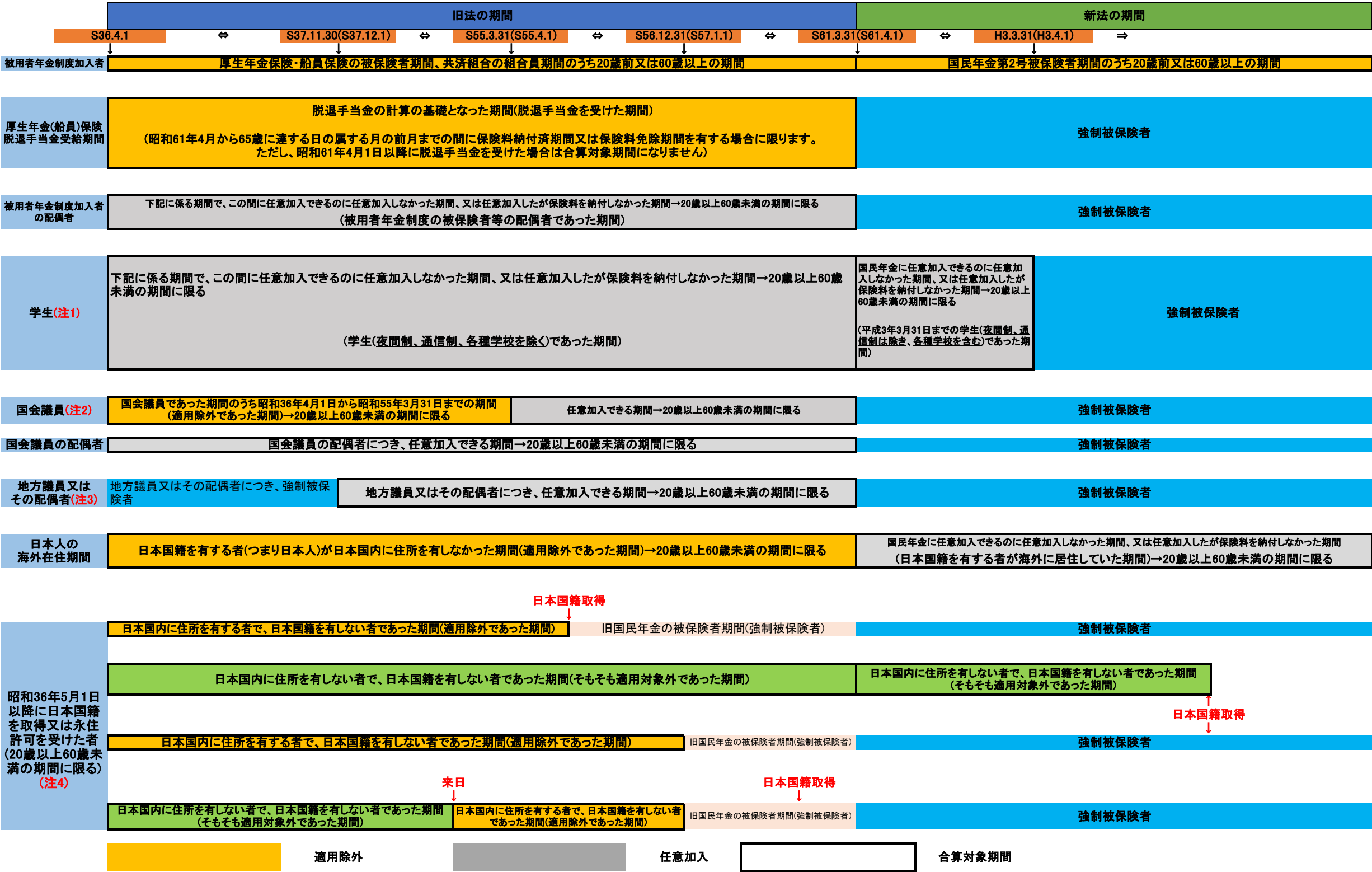


国民年金 代表的な合算対象期間についての概要(時系列表)＞日本年金機構ホームページにある「合算対象期間」とする特設ページにおいて提供された情報に基づき作成しました

老齢基礎年金を受けるためには原則として、「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」を合算して10年(受給資格期間の短縮措置(25年＞10年)(平成29年8月1日施行))※の年金加入期間が必要です。ただ、国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の非対象となっていたことなどにより10年を満たせない場合があります。そこで、このような場合も年金受給に繋ぐことができるよう、年金の額には反映されませんが受給資格期間に算入ことができる期間である「合算対象期間」を加えることで、それらを合計した期間が10年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。 ※受給資格期間が10年以上あって、平成29年8月1日前に65歳に達していた者については、同日に老齢基礎年金の受給権を取得することになっています。



注1 学生は、平成3年3月31日までは国民年金に任意加入とされていた。

注2 国会議員は、昭和55年3月31日までは国民年金の適用除外とされていた。また、昭和55年4月1日から昭和61年3月31日までは国民年金に任意加入とされていた。

注3 地方議員とその配偶者は、昭和37年11月30日まで国民年金の強制被保険者とされていた。また、昭和37年12月1日から昭和61年3月31日までは国民年金に任意加入とされていた。

注4 昭和56年12月31日までは、国民年金の被保険者資格に「国籍要件」があった。